

岩手県告示第324号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成25年4月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
遠野市	当該市町村で定める場所	平成25年7月1日（午後）、同月2日、同月3日、同月4日及び同月5日（午前）
八幡平市	〃	平成25年7月16日、同月17日、同月18日及び同月19日
岩手町	〃	平成25年7月22日及び同月23日
滝沢村	〃	平成25年7月24日及び同月25日
岩泉町	〃	平成25年7月29日（午後）、同月30日及び同月31日（午前）
洋野町	〃	平成25年8月5日（午後）、同月6日及び同月7日
軽米町	〃	平成25年8月8日
二戸市	〃	平成25年8月20日（午後）、同月21日、同月22日及び同月23日
久慈市	〃	平成25年8月26日（午後）、同月27日、同月28日、同月29日及び同月30日（午前）
九戸村	〃	平成25年9月3日（午後）及び同月4日（午前）
葛巻町	〃	平成25年9月4日（午後）及び同月5日
雫石町	〃	平成25年9月18日
矢巾町	〃	平成25年9月19日
紫波町	〃	平成25年9月25日及び同月26日

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター